

長期療養職員の療養状況の確認等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、疾病又は負傷により取得した休暇の期間が1月を超えている職員（以下「長期療養職員」という。）の療養状況を確認するとともに、当該職員が職場復帰した後の病状の再発を予防し、かつ、円滑な就労を支援するために必要な事項を定めるものとする。

(療養状況の確認)

第2条 長期療養職員は、次のいずれかに該当する場合は、産業医（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医をいう。以下同じ。）と面談するものとする。

- (1) 年次休暇の期間の延長の届出を提出したとき。
- (2) 病気休暇の申請を提出したとき。
- (3) 病気休暇の期間の延長の申請を提出したとき。
- (4) 休養願を提出したとき。
- (5) 休養延長願を提出したとき。

2 前項の規定にかかわらず、入院その他の理由により長期療養職員が産業医と面談できない場合は、当該長期療養職員の家族等が所属長及び産業医に対し当該長期療養職員の病状等を報告するものとする。この場合において、当該長期療養職員の産業医との面談が可能になり次第、実施するものとする。

(長期休暇後の就労)

第3条 長期療養職員は、年次休暇又は病気休暇の期間の延長申請を提出しないときは、当該休暇の期間が終了する前に、就労を適当とする旨の主治医の診断書を所属長に提出するとともに、産業医との面談を行うものとする。

2 前項の面談の際には、前項の診断書の写しを産業医に対し提出するものとする。

3 産業医は、第1項の面談の結果、当該職員が引き続き療養する必要があると認めるときは、当該職員に対し、療養の継続を勧奨するものとする。

4 産業医は、第1項の面談の結果を当該職員の所属長に報告するものとする。

(記録)

第4条 産業医は、前2条の規定による面談を行った場合は、当該職員の療養状況を記録し、及び保管しなければならない。

2 総務部人事課長は、長期療養職員の療養状況の確認が当該職員に対する休職処分の検討等、特に必要と認めるときは、前項の記録を見ることができ

る。

(その他の事項)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。